

「福島県動物愛護管理推進計画」の見直しについて

平成26年2月24日
福島県食品生活衛生課

1 これまでの経緯と見直しの背景

平成17年6月、議員立法により改正動物愛護管理法が交付され、平成18年6月1日より施行された。(2年間の経過措置あり)

- ① 国は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための「基本指針」を定めることとされた。(動物愛護管理法第5条第1項)
- ② 都道府県は、国の定めた「基本指針」に即して、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定めることとされた。(同法第6条第1項)



H20.3 県は、国が定めた「基本指針」(H18.10告示)に即して、「福島県動物愛護管理推進計画」を策定(5年を目途に見直し)。

「福島県動物愛護推進懇談会」(H13年度設置) ～ 県民の意見の事業への反映



H25.8 国は、動物愛護管理法の改正(H24.9)に伴い、「基本指針」の見直しを実施。

(動物愛護に関わる気風の変化)
(* H20.3の策定からも5年経過)



「福島県動物愛護管理推進計画」の見直しを行い、改めて、動物の適正飼養、動物愛護思想の普及啓発を図り、人と動物の調和のとれた共生社会を実現する。

2 国が定めた「基本指針」(平成25年8月策定)の見直しについて

<見直しの主なポイント>

- (1) 計画期間は、原則として平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間とする。また、平成30年を目途として見直しを行う。
- (2) 平成35年度の犬猫の引取り数は、平成16年度比75%減を目指すこと。
- (3) 動愛法改正による動物取扱業者に対する規制強化を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度を着実に運用すること。
- (4) 実験動物や産業動物については、「動物福祉」の考え方に対応した飼養管理の普及啓発を進めていく必要がある。
- (5) 非常災害時対策の観点から、所有者明示、特に、マイクロチップの普及を推進すること。

また、緊急災害時には、関係機関等の連携協力の下に迅速・安全かつ適切な措置が行われるよう、地域性・災害の種類に応じた準備体制を平素から確保しておく必要があること。

3 「福島県動物愛護管理推進計画」（平成20年3月策定）の見直しについて

上記の国が定めた改正「基本方針」の内容を踏まえて、以下のとおり「福島県動物愛護管理計画」の見直しを実施する。

(1) 見直しに係る基本的な考え方

- ① 県民の視点で、わかりやすい項目立てとする。
- ② 施策等の数値目標は、成果指標のみで表し、中間目標値(平成30年度)と最終目標値(平成35年度)を設定する。
また、施策の評価は、策定5年後(平成30年)及び計画の終期(平成35年度)に実施する。
- ③ 災害時における所有者(飼い主)責任を基本とした同行避難等について、明記する。

(2) 計画の構成図(案)

